

令和6年度

いじめ防止に関する基本方針

岸和田市立天神山小学校

令和6年 4月

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「力強く生きぬく子どもを育てる」を教育目標とし、取り組みを行っている。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条には、「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等 当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されています。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

いじめ防止対策委員会

(2) 構成員

校長、教頭、首席、特別支援Co.、生活指導主担者、生活指導部員（学年部）
人権・特別支援教育主担者、養護教諭、当該担任、必要に応じて外部専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 取組状況の把握と検証（P D C A）

毎週末の情報共有会で、全職員で共有することにより未然防止と早期発見をする。

また、いじめ対策委員会は、年4回（年度初め、各学期末）に検討会議を開催し、取り組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

5 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

岸和田市立天神山小学校 いじめ防止年間計画				
	低学年	中学年	高学年	教職員
4月	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 生活環境カードにより把握された児童状況の集約	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 生活環境カードにより把握された児童状況の集約	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 生活環境カードにより把握された児童状況の集約	生活指導全体会 いじめ対策委員会 (年間計画の確認) 情報共有会
	家庭訪問による家庭状況把握 春の遠足（集団作り） たてわり活動（集団作り）	家庭訪問による家庭状況把握 春の遠足（集団作り） たてわり活動（集団作り）	家庭訪問による家庭状況把握 春の遠足（集団作り） たてわり活動（集団作り）	第1回生指・特支全体会
5月	生活アンケートの実施 たてわり清掃（集団作り）	生活アンケートの実施 たてわり清掃（集団作り）	生活アンケートの実施 たてわり清掃（集団作り） 宿泊学習 臨海学校（集団作り）	アンケートの考察
	個人懇談会 (家庭での様子の把握)	個人懇談会 (家庭での様子の把握)	個人懇談会 (家庭での様子の把握)	いじめ対策委員会 (1学期ふりかえり)
6月				
7月				
8月				

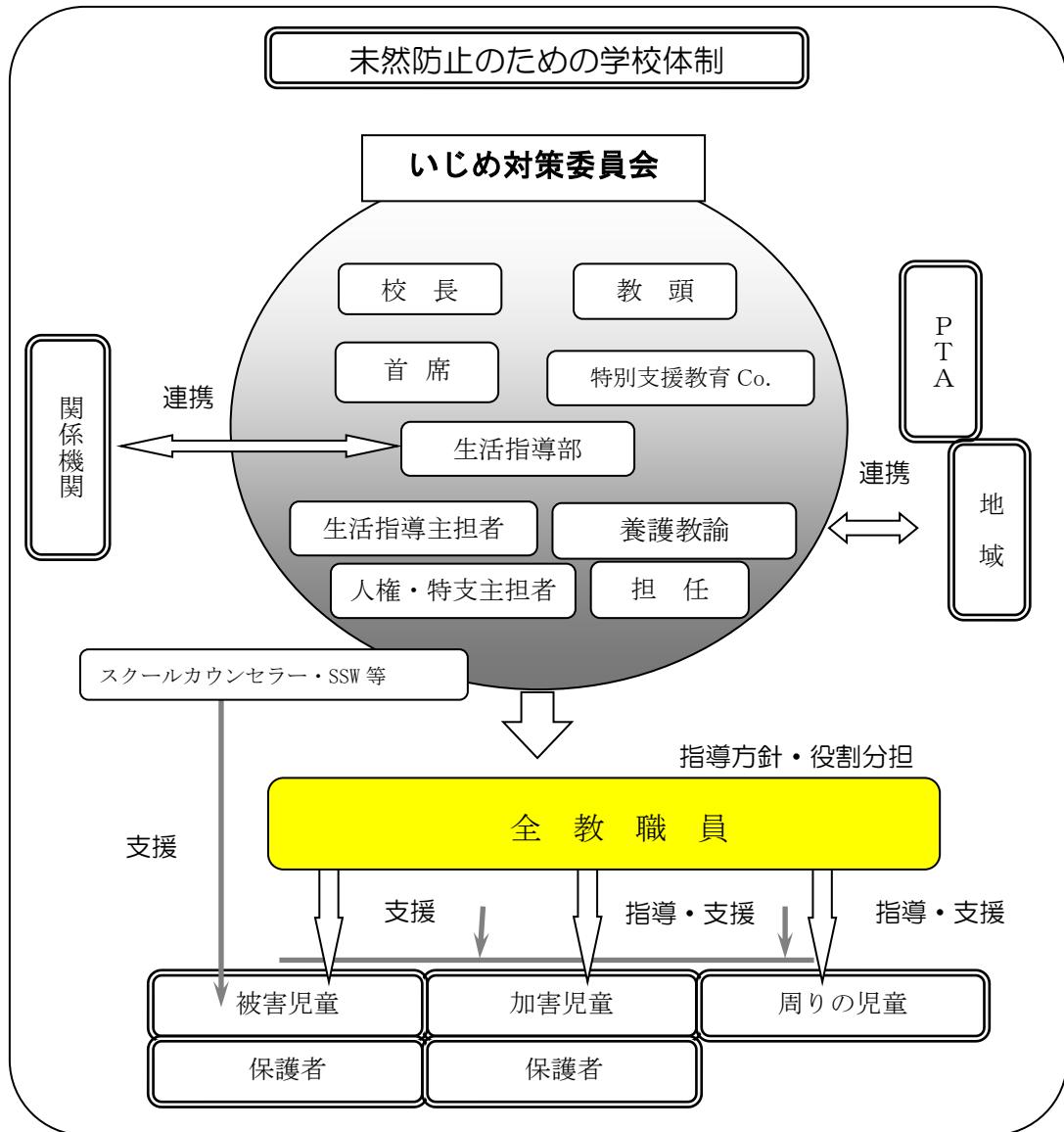
9月	運動会練習（集団作り） たてわり活動（集団作り） 天神山人権月間 (性と生の学習)	運動会練習（集団作り） たてわり活動（集団作り） 天神山人権月間 (性と生の学習)	運動会練習（集団作り） たてわり活動（集団作り） 天神山人権月間 (性と生の学習)	
10月	運動会（集団作り） 情報モラル教育（情報機器）	運動会（集団作り） 情報モラル教育（情報機器）	運動会（集団作り） 情報モラル教育（情報機器）	
11月	音楽会（集団づくり） たてわり遠足（集団作り）	音楽会（集団づくり） たてわり遠足（集団作り）	修学旅行（集団づくり） 音楽会（集団づくり） たてわり遠足（集団作り）	第2回生指・特支全体会 アンケートの考察
12月	生活アンケート②実施 個人懇談会 (児童の情報を交流)	生活アンケート②の実施 個人懇談会 (児童の情報を交流)	生活アンケート②の実施 非行・犯罪防止教室 個人懇談会 (児童の情報を交流)	いじめ対策委員会 (2学期ふりかえり)
1月	もちつき大会（集団作り）	もちつき大会（集団作り）	もちつき大会（集団作り）	第3回生活指導研修会
2月	生活アンケート③の実施	生活アンケート③の実施	生活アンケート③の実施	アンケートの考察
3月	6年生送る会（集団作り）	6年生送る会（集団作り）	6年生送る会（集団作り）	いじめ対策委員会 (年間のふりかえり) 生活指導年間反省

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



児童が安心・安全に学校生活を送ることができるように、上記の体制に従い、全教職員が一丸となり、いじめの未然防止に努める。

PTA、地域、関係機関との連携を密にし、定期的に情報交換を行うことで、いじめの未然防止に努める。

2 いじめの防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、年度初めの職員会議にて、生活指導主担当者より全教職員に対していじめを許さない指導体制を提案、共通理解を図る。

児童に対しては、年度当初に「いじめ防止」の学年集会・学級会を持ち、いじめに対する意識を高めていく。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、お互いを認めあえる集団作り、なんでも言い合える学級作りに努めていく。

授業では、友達の発表や意見に対する良いところを見つけられるような場面作りをしていく。また、小グループによる話し合いの場面を多く取り入れていく。

たてわり活動、クラブ・委員会活動や幼小連携による異年齢との交流を通して、思いやりの気持ちを育ませる。

運動会、音楽会などの行事で、子どもたちが主体的に取り組み、活躍できる場面を作っていく。

- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、指導者が常日頃から言葉遣いなどを意識し、児童の模範となるようにしていく。また、児童にも、普段から丁寧な言葉遣いをするように指導していく。

生活指導上の問題が起ったとき、教師は、児童からしっかりと話（原因・理由・事情）を聞き、子どもの思いを受け止めることで、普段より、児童との信頼関係を築いていく。

- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、たてわり活動、運動会、音楽会などの行事で、児童が活躍できる場面を作り、また、児童が主体的に活動できる場面を作る。そのことで、自分は必要とされている存在だということに気づき、やり遂げた後には達成感を味わわせることができる。それらが、自己有用感へつながっていく。また、クラス・学年で力を合わせ行事に取り組むことで、仲間意識を高めていくことができる。

- (5) 児童が自らいじめについて学び、取り組む方法として、道徳・総合学習の時間に、自分の良いところ、友達の良いところを考え、認め合う授業の取り組み。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めるなどを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするあまり、訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていくとする熱い行動力が求められている。

- ① **児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないこと。**
- ② **教職員が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有すること。**

早期発見だけを目的としたものではなく、いじめなどの問題行動の未然防止も目的としている。また、アンケート実施後に考察を行い、「いじめ」が確認された場合は、

迅速に対応する。また、「いじめ」とは言えないが、疑わしい内容についても、生指主担者、管理職に報告し、情報を共有し対応を検討していく。

養護教諭との連携を密にし、保健室への来室の多い児童や欠席しがちな児童の把握に努める。

教育相談としては、担任もしくは、担任以外の教員にも相談してもよいことを集会等で児童に知らせる。

日常の観察として、毎朝の健康観察を行い、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。

(2) 保護者と連携して児童を見守るために、家庭連絡を密に行う。学校で気になることがある場合は、連絡帳、電話連絡、家庭訪問を行う。また、普段から、学級通信などを通して、学級や児童の様子を知らせる。

家庭訪問、個人懇談会、学級懇談会で、児童の様子についての情報交換を密にしていく。

(3) 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制をつくる。

また、周囲からの情報提供についても、情報者の匿名性・立場が守られることを、児童・保護者に周知していく。

教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、「いじめ問題は担任一人で解決することは困難である。」という考えのもとに、保護者や児童からいじめの相談を受けた場合、関係職員全体で対応していくことを事前に確認しておく。また、担任だけでクラスを見ていくのではなく、学年全体・学校全体で児童を見ていくことを、職員で共通理解する。

(4) 生活指導だより・学校だよりにより、相談体制を保護者や児童に広く周知していく。

また、年度末反省を行い、適切に機能しているか点検を行い、次年度に生かしていく。

(5) 教育相談等で得た児童の個人情報、その対外的な取り扱いについては、慎重を行う。

個人情報については、児童本人や保護者の了承を取ることなく、勝手に公開することあってはならない。情報を公開する場合、児童本人や保護者の了承を得る。

第4章 いじめに対する迅速な対応

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要なのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見るとき、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童や保護者への対応については、(別添)「いじめ事象生起時の対応について(平成24年9月市教委作成)」「ネット上のトラブルへの対応(平成25年10月市教委作成)」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、事情を聞く。また、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込みず、生指主担者や生活指導部員等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織(いじめ対策委員会)と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が市教委に報告し、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財

産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てるを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようとする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを發揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

運動会や文化祭、校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重する

とともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

(3) また、情報モラル教育を進めるため、総合的な学習の時間等において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 重大事態への対応

市教委に重大事態の発生を報告（※市教委から市長等に報告）

①生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い（児童生徒が自殺を企図した場合等）。

②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い。

※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき。

→市・市教委が重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

市・市教委の指導・支援のもと、対応に当たる。

市・市教委が調査主体となる場合

市・市教委の指示のもと、資料の提出など、調査に協力。

（令和6年3月末 一部改定）